

1 要支援者に対するケアマネジメントに関する制度改正の概要

【利用サービスとケアマネジメントの実施主体】

ケアマネジメント類型	利用サービス	実施主体（改正前）	実施主体（改正後）
介護予防支援	A：介護予防支援のサービス※ ₁ のみ	地域包括支援センター※ ₃	地域包括支援センター※ ₃ 又は介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所
	B：介護予防支援のサービス※ ₁ ＋総合事業のサービス※ ₂		
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	C：総合事業のサービス※ ₂ のみ		地域包括支援センター※ ₃

※₁ 介護予防支援のサービス例：訪問看護、ショートステイ、福祉用具貸与など

※₂ 総合事業のサービス例：訪問介護、通所介護など

※₃ 地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所がケアプランを作成する場合も含む

2 介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援と総合事業のサービスを併用する利用者（上記 B）を担当する場合の事務手続きの流れ

初回手続

- ① 利用者 ⇒ 居宅介護支援事業所へサービスの利用の相談を行う
- ② 居宅介護支援事業所 ⇒ 地域包括支援センターへ利用者から相談があったことを共有
- ③ 利用者 ⇔ 居宅介護支援事業所と介護予防支援について契約
- 利用者 ⇔ 地域包括支援センターと総合事業について契約
- ④ 居宅介護支援事業所 ⇒ 区役所へ利用者の担当事業所であることを届出

手続 1 介護予防支援のサービス利用がなく一時的に総合事業のサービスのみの利用となった場合（上記 B から C に変更）

- ⑤ 居宅介護支援事業所 ⇒ 利用者へ引き続き居宅介護支援事業所がケアプランを作成してよいか確認
- ⑥ 居宅介護支援事業所 ⇒ 地域包括支援センターへ総合事業の利用者になることを連絡
- ⑦ 地域包括支援センター⇒ 区役所へ利用者の担当事業所であること、ケアプランの作成は居宅介護支援事業所に委託することを届出
- ⑧ 居宅介護支援事業所 ⇒ 地域包括支援センターからの委託を受けてケアプランを作成
（利用者の状態像に変化がない場合は、これまでのケアプランを使用し軽微な変更扱いとする※₄ことも可）

手続 2 手続 1 の後、介護予防支援のサービス利用を再開した場合（上記 C から B に変更）

- ⑨ 居宅介護支援事業所 ⇒ 地域包括支援センターへ介護予防支援のサービス利用が再開したことを連絡
- ⑩ 居宅介護支援事業所 ⇒ 区役所へ利用者の担当事業所であることを届出
- ⑪ 居宅介護支援事業所 ⇒ ケアプランを作成
（⑧において軽微な変更扱いしていた場合、利用者の状態像に変化がなければ軽微な変更扱いとする※₄ことも可）

※₄ 軽微な変更扱いとする：ケアプランを新たに作成せず、これまで作成したケアプランを活用する